

令和4年1月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール 令和4年1月21日(金)
午前9時から10時6分

2. 出席委員(14人)

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治

推進委員 5番 川間 哲志

3. 議事日程

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第50号 農用地利用計画変更に伴う承認について
- 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第52号 農用地利用集積計画(相対)の作成について
- 議案第53号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について
- 議案第54号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
- 議案第55号 農地あっせん申出の取り下げについて

4. 報告

- ① 合意解約に関する報告

5. その他

- ① 次期総会について
日時：令和4年2月22日(火)午前9時～
場所：和泊町役場(結いホール)
議案提出締切日：2月15日(火)午後5時まで

現地確認調査日：2月16日（水）午後2時から

議案発送日：2月17日（木）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次
事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 川村 奈央

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和4年1月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。今月、会長として出席した会議はとくにありませんでした。以上です。
事務局	はい、ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。村山俊夫委員、川畑善美委員と私野村の3名を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第50号 農用地利用計画変更の承認について農業振興地域の整備に関する法律第13条による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局お願いします。
事務局	はい、説明します。整理番号1 計画変更は、農用区域内からの除外です。土地の所在が大字和泊字貞理〇〇の一部 畑 1,693㎡の内999.97㎡です。申請人は和泊字〇〇で〇〇病院に努めながら畜産との兼業農家として親子で頑張っています。和泊字の〇〇さんです。今回父親名義の畑に農家住宅を建設する予定です。場所は役場から北西へ2kmの範囲内にあり、隣接地に2件の住宅があり、集落接続農地です。畜舎及び実家にも近く利便性に優れています。この農地は土地改良未整備地区となっており、農地区分は2種農地のその他の農地に区分され、一般基準も融資証明書等が添付され転用実現可能と判断されます。不要不急の要に資するものではなく、申請はやむを得ないものと思われれます。このことから農振法第13条第2項の5つの全ての要件を満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。審議をよろしくをお願いします。
議 長	只今の説明に質問はありませんか。

	なしの声
議長	<p>それでは、承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 挙手多数ということで、議案第50号についてを承認することに決定します。</p>
議長	<p>次に議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可について、 農地用第5条第1項規定による許可申請書を受理したので、次のとおり 審議を求める。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、申請番号1について説明します。場所は国頭字振石〇〇 畑 2,143㎡の内999.99㎡、申請者が国頭〇〇にお住いの〇〇氏です。現在 親と一緒に後継者として切り花を中心に家族で農業経営を頑張っています 申請地に農家住宅及び農業用車両置場と車庫を建設する予定です。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、周辺は住宅に囲まれており、集落接続施 設に該当します。また、一般基準である資力においても金融機関の融資証 明書が添付されています。この事から不要不急の用途に資するものではなく、 転用の確実性が認められ、面積も必要最小限であります。</p> <p>整理番号2番、場所が喜美留字吉辺名〇〇 畑510㎡に一般住宅を建てる ための転用となっています。申請人は喜美留字〇〇に賃貸住宅にお住いの 〇〇氏です。</p> <p>申請地は一般住宅の500㎡を超えていますが、申請地の周りには排水路が 囲んでおり、10㎡だけ残しても農地として使えない事から、510㎡すべて を転用するとの事です。農地区分は第1種農地で周辺は宅地に囲まれ集落 接続農地に判断されます。代替地も検討しましたが、所有者との話が合わ ず断念したとの事です。資力の面に関しても融資証明書も添付されており、 転用実現性が認められました。総合意見として、申請において贈与税、納 税猶予を受けている農地は見受けられません。現地確認も担当委員と行い ました。2件とも農用地区域から除外済です。この後県ネットワーク機構 への意見聴取を行います。以上です。</p>
議長	<p>質問等はありませんか。 (なしの声) それでは採決いたします。申請番号1番について許可してよろしいでしょ うか。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号1は許可します。</p>

議 長	<p>申請番号2について質疑ありませんか。 (なしの声) それでは採決します。申請番号2番について許可してよろしいでしょうか。 よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) 挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号2は許可します。</p>
事務局	<p>次に議案第52号農用地利用集積計画(相対)の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。併せて、議案第53号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは、皆さんのお手元にお配りしてあります、利用権設定集計表に沿って、議案第52号、53号をまとめて説明させていただきます。まずは、議案第52号の基盤法契約が2件です。その内、賃貸借が1件で契約面積が5,829㎡です。使用貸借が1件で契約面積が10,870㎡です。基盤法契約の合計契約面積が16,699㎡になります。次に、議案第53号の中間法での契約が17件です。その内、賃貸借が14件で契約面積が53,683㎡です。使用貸借が3件で契約面積が5,432㎡です。公社を通しての合計契約面積が59,115㎡です。合意契約が23件223,173㎡です。以上の契約は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第52号と議案第53号について、補足説明をお願いします。新規で契約した分の補足説明をお願いします。 申請番号1の補足説明を伊地知委員をお願いします。</p>
伊地知委員	<p>この契約は以前から借り手が使っていました。今回みなし解消になっています。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次の申請番号2を今井委員をお願いします。</p>
今井委員	<p>それでは説明します。所有者と受け手は義理の兄弟です。以前から使ってましたが、今回正式に契約しました。みなし解消です。受け手は認定農業者です。</p>
議 長	<p>次に機構法での契約の補足説明をお願いします。 1番から9番まで、相続未登記地で過半の同意がもられたので、契約し</p>

盛田委員	ました。みなし解消になります。借り手は地域の担い手です。
事務局	11番から12番までは、所有者不明農地で農業委員会の探索をし所有者が確定できず公示を6か月間以内行所有者から申し出がなかったので、機構に対してその旨を通知その後機構は4か月以内に県知事へ農地の利用権について裁定を申請し今回の契約ができました。以上です。よろしく願います。
議長	今の説明に質疑ありませんか。 (なしの声) 次に17番を盛田委員願います。
盛田委員	はい説明します。受け手は畜産農家で地域の担い手です。飼料畑として使用します。問題ないと思います。
議長	説明を全てしていただきましたが、質疑ございませんか。 (なしの声) それでは、議案第52号と53号を併せて採決します。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 挙手多数という事で、議案第52号及び53号農用地利用集積計画の作成について承認する事に決定します。
	次に、議案第54号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい、売りのあっせん申し出が、1件出ています。整理番号1 土地の所在が、喜美留字上原〇〇 畑 5,469㎡ 申出者は、横浜市〇〇にお住いの〇〇氏からあっせん申し出が出ております。この畑は整備済みで畑かん設備もあります。現在耕作者がいます。〇〇氏です、売り手が見つかったら、契約を解約するとの事です。 次にいきます。次は借りの申出が出ています。 国頭〇〇で農業を行っている。新規就農者の〇〇です。国頭、喜美留、西原周辺で1ha程規模拡大したく農地を探していることです。 この方はIターンですが、着実に農業の実績を上げています。 次に、買いのあっせん申し出願います。場所は和字〇〇 3,607㎡の畑

	を買いきたいとの申し出す。希望価格は反当り〇〇万円から〇〇万円の間での価格で購入したいとの事です。
議 長	それでは、売りのあっせんからですが、伊地知委員補足説明はありませんか。相場はどのくらいでしょうか。
伊地知委員	土地改良事業で面整備や水も来ていますのいい畑です。反当り、〇〇万円から〇〇万円をお願いします。
議 長	わかりました。 それでは売りのあっ旋についてお諮りします。価格は〇〇万円から〇〇万円で、あっ旋委員は久富委員と伊地知委員に指名します。ご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	それでは売りのあっ旋価格は〇〇万円から〇〇万円で、あっ旋委員は久富委員と伊地知委員に決定します。 次に借りのあっ旋についてですが整理番号1番については、あっ旋委員は伊地知委員、久富委員、国頭の3名をお願いします。
事務局	次の、畜産を中心に農業経営している〇〇氏が飼料畑として畑を買いきたいとの申し出です。現在借りていますが、公社を使って購入したいとの事です。所有者へ相談して、了承が得られたら公社の事業を活用します。
議 長	大福委員この希望価格はどうですか。
大福委員	はい、この希望価格は妥当だと思います。
議 長	ただ今の説明にたいして、質疑ありませんか。
	(なしの声)
議 長	それでは、お諮りします。あっ旋価格を〇〇万円から〇〇万円に設定し、あっ旋委員を大福委員、平田委員、加納委員に氏名してもよろしいでしょうか。ご異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声)</p> <p>あつ旋価格を〇〇円から〇〇円に設定し、あつ旋委員を大福委員の平田委員、加納委員を指名する事に決定します。</p>
議長	<p>次に議案第55号 農地のあつ旋申出の取り下げについて別紙の通り受理したので審議を求める。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい説明します。あつ旋申出の取り下げが一件あります。土地の所在が大城〇〇、12月総会で保留になった分です。再度確認をしたところ、耕作者がいます。耕作者は所有者から借りていてと認識していましたが、所有者の方は勘違いをしていたのか、所有者の方が貸したいとの申し出をだしていましたが、今回取り下げを申し出ました。このまま借り手と契約をしたいとの事です。</p>
議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、次に合意解約についての報告を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、合意解約の報告をします。23件通知がありました。すべて国頭の集積の件に係る合意契約になります。以上で報告を終わります。</p>
	<p>国頭の集積がまとまりました。73%になります。以上です。委員の皆様ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>国頭の委員の皆様ご苦勞様でした。他の地域の委員の皆様もチャンスがありましたら、お願いします。</p> <p>今の説明に質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>以上を持ちまして、本日の総会を終わります。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和4年1月21日

会 長 _____

署名委員

署名委員
